

# 消費生活に関する情報提供

送信日	令和4年2月22日（火）
送信先	宮崎市消費者トラブル防止ネットワーク会議構成団体 各位
送信者	宮崎市観光商工部商工戦略局商業政策課 消費生活センター 〒880-8505 宮崎市橋通西1-1-1（市役所第2庁舎3階） TEL：0985（21）1755（相談専用） FAX：0985（28）6572

## 宮崎市内でうそ電話詐欺（還付金詐欺）の被害発生。ご注意ください！

2月16日、宮崎市内において還付金名目で現金をだまし取られる被害が発生しました。「県防災・防犯情報メール」でも以下のとおり注意喚起されています。

【2月16日付け県防災・防犯情報メール（抜粋）】

◆本日、宮崎市内において、還付金目的で現金をだまし取られる被害が発生しました。他にも同様の不審電話が複数発生していますので、注意してください。

◆事案の内容

60歳代の被害者方の固定電話に、市役所の職員を装った犯人から「保険料の払い戻しがあります」と電話があり、被害者が持っている口座の金融機関名を尋ねられました。すると、今度はその金融機関を装った犯人から「ATMで返還の手続きをする」などと電話があり、被害者が携帯電話で犯人から指示されるとおりにATMを操作したところ、現金約100万円をだまし取られたものです。

◆ATMで還付金が戻ってくることはありません。

◆被害防止のポイント

- 口座情報を他人に教えない
- 留守番電話機能を設定し、犯人からの電話に出ない
- 家族や警察に相談する

◆不審な電話に応じることなく、すぐに最寄りの警察署や交番・駐在所に電話してください。

## 県内ではうそ電話詐欺（還付金詐欺）とみられる不審な電話が急増しています。

県警では2月13日までの約1か月間で昨年1年間（55件）の倍近い98件の相談を受けており、新聞報道でも注意喚起されています。

不審な電話等があった場合は、すぐに警察署（警察安全相談電話：0985（26）9110）、または消費生活センターまでご連絡をお願いいたします。

不安や不審に思った場合、周囲の方からご相談があった場合は・・・

局番なしの ☎188 または 宮崎市消費生活センター

☎ 0985（21）1755（相談専用番号）

消費生活センターに相談してよいかどうか不明な場合でも、お気軽にご相談ください。